

平成30年2月20日

特定供給の許可について

近畿経済産業局長から、エネクス電力株式会社（法人番号 1010401095059）による別紙2における特定供給の許可申請に関する、電気事業法第66条の11の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（平成12・05・29資第16号。その後の改正を含みます。以下単に「審査基準」といいます。）における当該許可に係る審査基準に照らし、電力の適正な取引の確保の観点から当委員会として検討を行った結果、当該許可申請について、審査基準第1（26）①及び②に適合していると認められましたので、別紙1のとおり近畿経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別紙1)

官 印 省 略
20180201 近畿第 40 号
平成 3 0 年 2 月 2 0 日

近畿経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

特定供給の許可について (回答)

平成30年2月1日付け 20180125 近畿第 16 号により、貴職から当委員会に意見を求められた特定供給の許可の申請について、電力の適正な取引の確保の観点から審査を行いました。

審査の結果、当該特定供給の許可の申請については、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」(平成12・05・29資第16号。その後の改正を含みます。)第1(26)①及び②に適合していると認められました。

(別紙2)

特定供給の供給地域	
滋賀県	甲賀市、高島市
京都府	八幡市
大阪府	池田市、泉大津市、泉佐野市、茨木市、大阪市（生野区、北区、此花区、城東区、住之江区、住吉区、鶴見区、天王寺区、西区、西成区、西淀川区、東住吉区、東淀川区、平野区、福島区、港区、都島区）、大阪狭山市、貝塚市、交野市、門真市、河内長野市、岸和田市、堺市（北区、堺区、中区、西区、南区）、吹田市、摂津市、泉南市、大東市、高槻市、豊中市、富田林市、寝屋川市、羽曳野市、阪南市、東大阪市、枚方市、藤井寺市、松原市、箕面市、守口市、八尾市
兵庫県	赤穂市、尼崎市、伊丹市、加古川市、川西市、宝塚市、西宮市
奈良県	北葛城郡河合町